

議案第11号 交野市国民健康保険条例の一部を改正する条例について

議案書35P～ 39P

1. 条例改正の目的

「大阪府国民健康保険運営方針」の策定に伴い、府内統一基準が定められたため、所要の改正を行う。また、「国民健康保険法施行令の一部を改正する政令」及び「全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律」の施行に伴い、国民健康保険料の軽減判定基準引上げ及び退職者医療制度の廃止が行われることから、本市においても同様の改正を行う。

2. 条例改正の主な内容

- ① 保険料合計の端数処理の方法を、100円単位から1円単位とする。
- ② 保険料率を大阪府が算定する市町村標準保険料率とする。

		R5年度交野市保険料率	R5年度標準保険料率	R6年度標準保険料率 R6年度交野市保険料率（予定）
医療分 国民健康保険加入者の医療費 にかかる保険料	所得割 基準総所得金額	8.47%	9.18%	9.56%
	均等割 被保険者1人あたり	30,331円	33,730円	35,040円
	平等割 1世帯あたり	29,692円	33,698円	34,803円
支援金分 後期高齢者医療制度を支える ための保険料	所得割 基準総所得金額	2.57%	2.97%	3.12%
	均等割 被保険者1人あたり	9,314円	10,584円	11,167円
	平等割 1世帯あたり	9,195円	10,574円	11,091円
介護分 介護保険第2号被保険者（40 歳～64歳）の介護保険料	所得割 基準総所得金額	2.47%	2.61%	2.64%
	均等割 被保険者1人あたり	17,520円	19,552円	19,389円
	平等割 1世帯あたり	—	—	—

③ 国民健康保険料軽減判定所得基準の見直しについて

軽減区分	所得基準額	
	【現行】	【改正後】
5割軽減	43万円+ 29万円 ×被保険者数及び特定同一世帯所属者数+10万円×(給与所得者等の数-1)	43万円+ 29.5万円 ×被保険者数及び特定同一世帯所属者数+10万円×(給与所得者等の数-1)
2割軽減	43万円+ 53.5万円 ×被保険者数及び特定同一世帯所属者数+10万円×(給与所得者等の数-1)	43万円+ 54.5万円 ×被保険者数及び特定同一世帯所属者数+10万円×(給与所得者等の数-1)

※ 特定同一世帯所属者とは、国保から後期高齢者医療制度に移行した人で、移行後も継続して同一の国保世帯に属する人。

④ 退職被保険者経過措置廃止に伴う、所要の改正を行う。

退職者医療制度とは、定年退職者に係る保険者間の財政調整の仕組みとして創設され、平成20年度に前期高齢者医療制度創設に伴い廃止。平成26年度までに新たに適用された者が65歳に達するまでの間、経過措置が設けられた。

3. 施行日:令和6年4月1日

別記様式第3号（第8条関係）

【議会基本条例第10条第1項関係】

政策等情報の説明資料

令和6年3月定例会

議案の 件名	議案第11号 交野市国民健康保険条例の一部を改正する条例について	政策等 の区分	計画・事業・ 条例 その他（ ）			
〈政策等の概要〉		〈他の自治体の類似する政策等との比較〉				
本市が行う国民健康保険の事務については、法令に定めがあるもののほか、この条例に定める。		大阪府の各市町村は同様の改正を行う。				
		〈財源措置の状況〉（単年度事業でない場合は、全体事業の見込状況を記入）（単位：千円）				
		総事業費	国庫支出金	府支出金	市債	その他
〈政策等を必要とする背景〉		〈将来にわたる効果及びコストの状況〉				
<ul style="list-style-type: none"> 大阪府は、「全国に先駆けた保険料完全統一による国保運営」を、大阪府と43市町村の国保が「大阪府で一つの国保」として一体となり、共通認識のもと、持続可能で安定的な国民健康保険制度を運営できるように「大阪府国民健康保険運営方針」を策定した。 今般、6年間の激変緩和措置期間を経て、基本的な考え方に基づき「府内統一基準」が定められたことから、本市においても所要の改正を行う。 全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、退職医療制度を廃止する。 国民健康保険法施行令の一部を改正する政令の施行に伴い、保険料の軽減措置について、対象となる世帯の軽減判定所得を引き上げる。 						
〈提案に至るまでの経緯〉		〈総合計画等の整合〉				
<ul style="list-style-type: none"> 「大阪府国民健康保険運営方針」が策定され、6年間の激変緩和措置期間を経て運営方針の見直しが行われ、府内統一基準が定められた。 令和6年4月1日 全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律施行。（退職医療制度廃止） 令和6年4月1日 国民健康保険法施行令の一部を改正する政令施行。（軽減判定基準の引き上げ） 		まちづくりの目標	目 標	2 みんなが互いを認め支え合い、笑顔と元気があふれるまち		
		政策分野または経営方針 施策	分野・方針	8 健康・医療		
			施 策	1. 地域医療環境の充実		
〈市民参加の状況〉		○その他の計画（該当する場合のみ）				
有・ 無 （パブリックコメントを実施した場合は、その結果等を含む。）		計画名称				
		策定年度				
		計画期間				
		〈政策等の実施時期〉		令和6年4月1日		
		担当部局	担当課	添付資料（有の場合は、その名称）		
		市民部	医療保険課	有 ・無（新旧対照表他）		

交野市国民健康保険条例（昭和55年条例第32号）新旧対照表

新	旧
<p>(精神・結核医療給付金)</p> <p>第6条 被保険者が次の各号に掲げる医療を受けたときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、その医療に要した費用について、精神・結核医療給付金を支給する。</p> <p>(1) _____ _____障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第58条第1項に規定する指定自立支援医療であつて、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号）<u>第1条の2第3号</u>に規定する<u>精神通院医療</u></p> <p>—</p> <p>(2) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 被保険者が第1項各号_____に掲げる医療を受けたときは、当該被保険者が保険医療機関又は保険薬局に支払うべき当該医療に要した費用について、精神・結核医療給付金として、当該世帯主に代わり、当該保険医療機関又は保険薬局に支払うことができる。</p> <p>4 (略)</p>	<p>(精神・結核医療給付金)</p> <p>第6条 被保険者が次の各号に掲げる医療を受けたときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、その医療に要した費用について、精神・結核医療給付金を支給する。</p> <p>(1) <u>精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第29条、第29条の2に規定する医療及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第58条第1項に規定する指定自立支援医療であつて、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号）<u>第1条第3号</u></u>に規定する<u>病院又は診療所に入所しないで受ける精神障害の医療</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 被保険者が第1項各号<u>（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第29条、第29条の2に規定する医療を除く。）</u>に掲げる医療を受けたときは、当該被保険者が保険医療機関又は保険薬局に支払うべき当該医療に要した費用について、精神・結核医療給付金として、当該世帯主に代わり、当該保険医療機関又は保険薬局に支払うことができる。</p> <p>4 (略)</p>

新	旧
<p>(保険料の賦課額)</p> <p>第12条の2 (略)</p> <p><u>2 前項の場合において、同項の賦課額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。</u></p> <p>(_____ 基礎賦課総額)</p> <p>第12条の3 保険料の賦課額のうち _____</p> <p>_____ 基礎賦課額(第23条、第23条の4及び第23条の5の規定により基礎賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することとなる額を含む。)の総額(以下「基礎賦課総額」という。)は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。ただし、第28条第1項の規定による保険料の減免を行う場合においては、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額に第3号に掲げる額の見込額を合算した額を基準として算定した額とすることができる。</p> <p>(1) 当該年度における次に掲げる額の合算額</p> <p>イ 療養の給付に要する費用 _____</p> <p>の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用 _____</p> <p>_____ の額</p>	<p>(保険料の賦課額)</p> <p>第12条の2 (略)</p> <p>(<u>一般被保険者に係る</u>基礎賦課総額)</p> <p>第12条の3 保険料の賦課額のうち<u>一般被保険者</u>(法附則第7条第1項に規定する退職被保険者等(以下「退職被保険者等」という。))を除く被保険者をいう。以下同じ。)に係る基礎賦課額(第23条、第23条の4及び第23条の5の規定により基礎賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することとなる額を含む。)の総額(以下「基礎賦課総額」という。)は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。ただし、第28条第1項の規定による保険料の減免を行う場合においては、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額に第3号に掲げる額の見込額を合算した額を基準として算定した額とすることができる。</p> <p>(1) 当該年度における次に掲げる額の合算額</p> <p>イ 療養の給付に要する費用(<u>一般被保険者に係るものに限る。</u>)の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用 (<u>一般被保険者に係るものに限る。</u>) の額</p>

新	旧
<p>____国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（府の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等並びに介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。）____を除外。）</p> <p>(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額</p> <p>イ 法第74条の規定による補助金の額</p> <p>ロ 法附則第7条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（府の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等、病床転換支援金等及び介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。以下このロにおいて同じ。）に係るものを除く。）及び同条の規定により貸し付けられる貸付金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものを除く。）の額</p> <p>ハ 法第75条の2第1項の国民健康保険保険給付費等交付金_____ _____ _____ _____ _____の額</p> <p>ニ その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。）のための収入（_____</p>	<p>係る国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（府の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等並びに介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。）<u>及び退職被保険者等に係る国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用の額を除く。</u></p> <p>(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額</p> <p>イ 法第74条の規定による補助金の額</p> <p>ロ 法附則第22条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（府の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等、病床転換支援金等及び介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。以下このロにおいて同じ。）に係るものを除く。）及び同条の規定により貸し付けられる貸付金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものを除く。）の額</p> <p>ハ 法第75条の2第1項の国民健康保険保険給付費等交付金（<u>二において「国民健康保険保険給付費等交付金」という。</u>）<u>（退職被保険者等の療養の給付等に要する費用（法附則第22条の規定により読み替えられた法第70条第1項に規定する療養の給付等に要する費用をいう。以下同じ。）に係るものを除く。）の額</u></p> <p>ニ その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。）のための収入（<u>法附則第9条第</u></p>

新	旧
<p data-bbox="286 292 1066 416">_____<u>法第72条の3第1項、第72条の3の2第1項及び第72条の3の3第1項の規定による繰入金</u>_____を除外。）の額</p> <p data-bbox="241 523 409 555">(3) (略)</p> <p data-bbox="241 579 663 611">(_____基礎賦課額)</p> <p data-bbox="203 632 1066 756">第13条 保険料の賦課額のうち _____基礎賦課額は、その世帯に属する被保険者につき _____算定した所得割額、被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。 _____</p> <p data-bbox="203 919 1066 995">2. <u>前項の場合において、同項の基礎賦課額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。</u></p> <p data-bbox="241 1018 887 1050">(_____基礎賦課額の所得割額の算定)</p> <p data-bbox="203 1070 1066 1382">第14条 前条の所得割額は、<u>被保険者</u> _____に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法（昭和25年法律第226号）第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額（同法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額（同法附則第35条の2の6第8項又は第11項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額））、同法附則第33条の3第5項に規定する土地</p>	<p data-bbox="1182 292 1962 416"><u>1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項、第72条の3の2第1項及び第72条の3の3第1項の規定による繰入金並びに国民健康保険給付費等交付金（退職被保険者等の療養の給付等に要する費用に係るものに限る。）を除外。）の額</u></p> <p data-bbox="1137 523 1305 555">(3) (略)</p> <p data-bbox="1137 579 1559 611"><u>(一般被保険者に係る基礎賦課額)</u></p> <p data-bbox="1099 632 1962 895">第13条 保険料の賦課額のうち<u>一般被保険者に係る基礎賦課額</u>は、その世帯に属する<u>一般被保険者</u>につき算定した所得割額、被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。<u>この場合において、一般被保険者と退職被保険者等とが同一の世帯に属する場合には、当該世帯は一般被保険者の属する世帯とみなして、世帯別平等割額を算定するものとする。</u></p> <p data-bbox="1137 1018 1783 1050"><u>(一般被保険者に係る基礎賦課額の所得割額の算定)</u></p> <p data-bbox="1099 1070 1962 1382">第14条 前条の所得割額は、<u>一般被保険者</u> _____に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法（昭和25年法律第226号）第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額（同法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額（同法附則第35条の2の6第8項又は第11項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額））、同法附則第33条の3第5項に規定する土地</p>

新	旧
<p>等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額）、地方税法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額（租税特別措置法第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第32条第1項に規定する短期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額）、地方税法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の3第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の2の6第11項又は第35条の3第13項若しくは第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額（同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項（同法第12条第5項及び第16条第2項において準用</p>	<p>等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額）、地方税法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額（租税特別措置法第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第32条第1項に規定する短期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額）、地方税法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の3第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の2の6第11項又は第35条の3第13項若しくは第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額（同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項（同法第12条第5項及び第16条第2項において準用</p>

新	旧
<p>する場合を含む。第22条第1項第1号において同じ。)に規定する特例適用利子等の額、同法第8条第4項(同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。同号において同じ。)に規定する特例適用配当等の額、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。第23条において「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この条において同じ。)の合計額から地方税法第314条の2第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額(以下「基礎控除後の総所得金額等」という。)に、第16条の所得割の保険料率を乗じて算定する。</p> <p>2 (略)</p> <p>(_____ 基礎賦課額の保険料率)</p> <p>第16条 _____ 基礎賦課額の保険料率は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 所得割 <u>法第82条の3第1項及び第3項の規定により府が算定し、及び通知する市町村標準保険料率(以下「市町村標準保険料率」という。)</u>のうち、<u>基礎賦課額の保険料率における所得割の率</u></p> <p>(2) 被保険者均等割 <u>市町村標準保険料率のうち、基礎賦課額の保険料率における被保険者均等割の額</u></p>	<p>する場合を含む。第22条第1項第1号において同じ。)に規定する特例適用利子等の額、同法第8条第4項(同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。同号において同じ。)に規定する特例適用配当等の額、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。第23条において「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この条において同じ。)の合計額から地方税法第314条の2第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額(以下「基礎控除後の総所得金額等」という。)に、第16条の所得割の保険料率を乗じて算定する。</p> <p>2 (略)</p> <p>(<u>一般被保険者に係る</u>基礎賦課額の保険料率)</p> <p>第16条 <u>一般被保険者に係る</u>基礎賦課額の保険料率は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 所得割 <u>100分の8.47</u></p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>(2) 被保険者均等割 <u>一般被保険者1人につき30,331円</u></p> <p>_____</p>

新	旧
<p>(3) 世帯別平等割 イからハマまでに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれイからハマまでに掲げる額</p> <p>イ ロ又はハに掲げる世帯以外の世帯 <u>市町村標準保険料率のうち、基礎賦課額の保険料率における世帯別平等割の額</u></p> <p>ロ 特定同一世帯所属者（法第6条第8号に該当したことにより被保険者の資格を喪失した者であつて、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属する者をいう。以下同じ。）と同一の世帯に属する<u>被保険者</u>が属する世帯であつて同日の属する月（以下「特定月」という。）以後5年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。以下「特定世帯」という。） イの額に2分の1を乗じて得た額</p> <p>ハ 特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する<u>被保険者</u>が属する世帯であつて特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。以下「特定継続世帯」という。） イの額に4分の3を乗じて得た額</p> <p>2・3 (略)</p> <p><u>第16条の2から第16条の4まで 削除</u></p>	<p>(3) 世帯別平等割 イからハマまでに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれイからハマまでに掲げる額</p> <p>イ ロ又はハに掲げる世帯以外の世帯 <u>1世帯につき29,692円</u></p> <p>ロ 特定同一世帯所属者（法第6条第8号に該当したことにより被保険者の資格を喪失した者であつて、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属する者をいう。以下同じ。）と同一の世帯に属する<u>一般被保険者</u>が属する世帯であつて同日の属する月（以下「特定月」という。）以後5年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。以下「特定世帯」という。） イの額に2分の1を乗じて得た額</p> <p>ハ 特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する<u>一般被保険者</u>が属する世帯であつて特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。以下「特定継続世帯」という。） イの額に4分の3を乗じて得た額</p> <p>2・3 (略)</p> <p><u>(退職被保険者等に係る基礎賦課額)</u></p> <p><u>第16条の2 保険料賦課額のうち退職被保険者等に係る基礎賦課額は、その世帯に属する退職被保険者等につき算定した所得割額、被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。</u></p> <p><u>(退職被保険者等に係る基礎賦課額の所得割額の算定)</u></p>

新	旧
<p>(基礎賦課限度額)</p> <p>第16条の5 第13条_____の基礎賦課額_____</p>	<p>第16条の3 <u>前条の所得割額は、退職被保険者等に係る基礎控除後の総所得金額等に、第16条の所得割の保険料率を乗じて算定する。</u></p> <p><u>(退職被保険者等に係る基礎賦課額の被保険者均等割額及び世帯別平等割額の算定)</u></p> <p>第16条の4 <u>第16条の2の被保険者均等割額及び世帯別平等割額は、第16条の規定により算定した額と同額とする。</u></p> <p>2 <u>第16条の2の世帯別平等割額は、第1号から第3号までに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ第1号から第3号までに定める額とする。</u></p> <p><u>(1) 次号又は第3号に掲げる世帯以外の世帯 第16条第1項第3号イに定めるところにより算定した額</u></p> <p><u>(2) 特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する退職被保険者の属する世帯であって特定月以後5年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)</u> 第16条第1項第3号ロに定めるところにより算定した額</p> <p><u>(3) 特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する退職被保険者の属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)</u> 第16条第1項第3号ハに定めるところにより算定した額</p> <p>(基礎賦課限度額)</p> <p>第16条の5 第13条又は第16条の2の基礎賦課額(一般被保険</p>

新	旧
<p>_____は、各年度において法第82条の3第3項の規定による通知が行われた日において施行されていた国民健康保険法施行令第29条の7第2項第9号に掲げる額を超えることができない。</p> <p>(_____ 後期高齢者支援金等賦課総額)</p> <p>第16条の5の2 保険料の賦課額のうち _____ 後期高齢者支援金等賦課額(第23条、第23条の4及び第23条の5の規定により後期高齢者支援金等賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することになる額を含む。)の総額(以下「後期高齢者支援金等賦課総額」という。)は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。ただし、第28条第1項の規定による保険料の減免を行う場合においては、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額に第3号に掲げる額の見込額を合算した額を基準として算定した額とすることができる。</p> <p>(1) 当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(府の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等の納付に要する費用に係る部分 _____ に限る。次号において同じ。)</p> <p>(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額</p>	<p>者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、<u>第13条の基礎賦課額と第16条の2の基礎賦課額との合計額をいう。第16条の6、第19条及び第23条第1項において同じ。</u>)は、各年度において法第82条の3第3項の規定による通知が行われた日において施行されていた国民健康保険法施行令第29条の7第2項第9号に掲げる額を超えることができない。</p> <p>(<u>一般被保険者に係る</u>後期高齢者支援金等賦課総額)</p> <p>第16条の5の2 保険料の賦課額のうち<u>一般被保険者に係る</u>後期高齢者支援金等賦課額(第23条、第23条の4及び第23条の5の規定により後期高齢者支援金等賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することになる額を含む。)の総額(以下「後期高齢者支援金等賦課総額」という。)は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。ただし、第28条第1項の規定による保険料の減免を行う場合においては、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額に第3号に掲げる額の見込額を合算した額を基準として算定した額とすることができる。</p> <p>(1) 当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(府の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等の納付に要する費用に係る部分<u>であつて、府が行う国民健康保険の一般被保険者に係るもの</u>に限る。次号において同じ。)</p> <p>(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額</p>

新	旧
<p>イ 法附則第7条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）及び同条の規定により貸し付けられる貸付金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）の額</p> <p>ロ その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。）のための収入（_____法第72条の3第1項、第72条の3の2第1項及び第72条の3の3第1項の規定による繰入金を除く。）の額</p> <p>（3）（略）</p> <p>（_____後期高齢者支援金等賦課額）</p> <p>第16条の5の3 保険料の賦課額のうち後期高齢者支援金等賦課額は、当該世帯に属する被保険者につき_____算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額の総額並びに当該世帯につき算定した世帯別平等割額_____の合計額とする。</p> <p>2 前項の場合において、同項の後期高齢者支援金等賦課額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。</p> <p>（_____後期高齢者支援金等賦課額の所得割額の算定）</p> <p>第16条の5の4 前条の所得割額は、被保険者_____に係る賦課期日</p>	<p>イ 法附則第22条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）及び同条の規定により貸し付けられる貸付金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）の額</p> <p>ロ その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。）のための収入（<u>法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項、第72条の3の2第1項及び第72条の3の3第1項の規定による繰入金を除く。</u>）の額</p> <p>（3）（略）</p> <p>（<u>一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額</u>）</p> <p>第16条の5の3 保険料の賦課額のうち後期高齢者支援金等賦課額は、当該世帯に属する<u>一般被保険者</u>につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額の総額並びに当該世帯につき算定した世帯別平等割額（<u>一般被保険者と退職被保険者等とが同一の世帯に属する場合には、当該世帯を一般被保険者の属する世帯とみなして算定した世帯別平等割額</u>）の合計額とする。</p> <p>（<u>一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の所得割額の算定</u>）</p> <p>第16条の5の4 前条の所得割額は、<u>一般被保険者</u>に係る賦課期日</p>

新	旧
<p>の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に、次条の所得割の保険料率を乗じて算定する。</p> <p>(<u> </u>後期高齢者支援金等賦課額の保険料率)</p> <p>第16条の5の5 <u> </u>後期高齢者支援金等賦課額の保険料率は、次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>所得割 市町村標準保険料率のうち、後期高齢者支援金等賦課額の保険料率における所得割の率</u></p> <p>(2) <u>被保険者均等割 市町村標準保険料率のうち、後期高齢者支援金等賦課額の保険料率における被保険者均等割の額</u></p> <p>(3) <u>世帯別平等割 イからハまでに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれイからハまでに掲げる額</u></p> <p><u>イ ロ又はハに掲げる世帯以外の世帯 市町村標準保険料率のうち、後期高齢者支援金等賦課額の保険料率における世帯別平等割の額</u></p> <p>ロ 特定世帯 イの額に2分の1を乗じて得た額</p> <p>ハ 特定継続世帯 イの額に4分の3を乗じて得た額</p> <p>2・3 (略)</p> <p>第16条の5の6から第16条の5の8まで <u>削除</u></p>	<p>の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に、次条の所得割の保険料率を乗じて算定する。</p> <p>(<u>一般被保険者に係る</u>後期高齢者支援金等賦課額の保険料率)</p> <p>第16条の5の5 <u>一般被保険者に係る</u>後期高齢者支援金等賦課額の保険料率は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 所得割 <u>100分の2.57</u></p> <p>(2) 被保険者均等割 <u>一般被保険者1人につき9,314円</u></p> <p>(3) 世帯別平等割 イからハまでに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれイからハまでに掲げる額</p> <p>イ ロ又はハに掲げる世帯以外の世帯 <u>1世帯につき9,195円</u></p> <p>ロ 特定世帯 イの額に2分の1を乗じて得た額</p> <p>ハ 特定継続世帯 イの額に4分の3を乗じて得た額</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(<u>退職被保険者等に係る</u>後期高齢者支援金等賦課額)</p> <p>第16条の5の6 <u>保険料の賦課額のうち退職被保険者等に係る後期高齢者支援金等賦課額は、当該世帯に属する退職被保険者等につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額の総額並びに当該世帯につき算定した世帯別平等割額とする。</u></p>

新	旧
	<p><u>(退職被保険者等に係る後期高齢者支援金等賦課額の所得割額の算定)</u></p> <p><u>第16条の5の7 前条の所得割額は、退職被保険者等に係る基礎控除後の総所得金額等に、第16条の5の5の所得割の保険料率を乗じて算定する。</u></p> <p><u>(退職被保険者等に係る後期高齢者支援金等賦課額の被保険者均等割額及び世帯別平等割額の算定)</u></p> <p><u>第16条の5の8 第16条の5の6の被保険者均等割額は、第16条の5の5の規定により算定した額と同額とする。</u></p> <p><u>2 第16条の5の6の世帯別平等割額は、第1号から第3号までに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ第1号から第3号までに定める額とする。</u></p> <p><u>(1) 次号又は第3号に掲げる世帯以外の世帯 第16条の5の5第1項第3号イに定めるところにより算定した額</u></p> <p><u>(2) 特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する退職被保険者の属する世帯であって特定月以後5年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。) 第16条の5の5第1項第3号ロに定めるところにより算定した額</u></p> <p><u>(3) 特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する退職被保険者の属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。) 第16条の5の5第1項第3号ハに定めるところにより算定した額</u></p>

新	旧
<p>(後期高齢者支援金等賦課限度額)</p> <p>第16条の5の9 第16条の5の3 _____の後期高齢者支援金等賦課額 _____</p> <p>_____は、各年度において法第82条の3第3項の規定による通知が行われた日において施行されていた国民健康保険法施行令第29条の7第3項第8号に掲げる額を超えることができない。</p> <p>(介護納付金賦課総額)</p> <p>第16条の6 保険料の賦課額のうち介護納付金賦課額(第23条及び第23条の5の規定により介護納付金賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することになる額を含む。)の総額(以下「介護納付金賦課総額」という。)は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。ただし、第28条第1項の規定による保険料の減免を行う場合においては、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額に第3号に掲げる額の見込額を合算した額を基準として算定した額とすることができる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額</p> <p>イ 法附則第7条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金(国民健康保険事業費納付金の</p>	<p>(後期高齢者支援金等賦課限度額)</p> <p>第16条の5の9 第16条の5の3又は第16条の5の6の後期高齢者支援金等賦課額(一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第16条の5の3の後期高齢者支援金等賦課額と第16条の5の6の後期高齢者支援金等賦課額との合算額をいう。第19条及び第23条第1項において同じ。)は、各年度において法第82条の3第3項の規定による通知が行われた日において施行されていた国民健康保険法施行令第29条の7第3項第8号に掲げる額を超えることができない。</p> <p>(介護納付金賦課総額)</p> <p>第16条の6 保険料の賦課額のうち介護納付金賦課額(第23条及び第23条の5の規定により介護納付金賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することになる額を含む。)の総額(以下「介護納付金賦課総額」という。)は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。ただし、第28条第1項の規定による保険料の減免を行う場合においては、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額に第3号に掲げる額の見込額を合算した額を基準として算定した額とすることができる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額</p> <p>イ 法附則第22条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金(国民健康保険事業費納付金の</p>

新	旧
<p>納付に要する費用に係るものに限る。)及び同条の規定により貸し付けられる貸付金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。)の額</p> <p>ロ その他国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。)のための収入(_____法第72条の3第1項及び第72条の3の3第1項の規定による繰入金を除く。)の額</p> <p>(3) (略)</p> <p>(介護納付金賦課額)</p> <p>第16条の7 (略)</p> <p><u>2 前項の場合において、同項の介護納付金賦課額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。</u></p> <p>(介護納付金賦課額の保険料率)</p> <p>第16条の9 介護納付金賦課被保険者に係る介護納付金賦課額の保険料率は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 所得割 <u>市町村標準保険料率のうち、介護納付金賦課額の保険料率における所得割の率</u></p> <p>(2) 被保険者均等割 <u>市町村標準保険料率のうち、介護納付金賦課額の保険料率における被保険者均等割の額</u></p> <p>2・3 (略)</p>	<p>納付に要する費用に係るものに限る。)及び同条の規定により貸し付けられる貸付金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。)の額</p> <p>ロ その他国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。)のための収入(<u>法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項及び第72条の3の3第1項の規定による繰入金を除く。</u>)の額</p> <p>(3) (略)</p> <p>(介護納付金賦課額)</p> <p>第16条の7 (略)</p> <p>(介護納付金賦課額の保険料率)</p> <p>第16条の9 介護納付金賦課被保険者に係る介護納付金賦課額の保険料率は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 所得割 <u>100分の2.47</u></p> <p>(2) 被保険者均等割 <u>介護納付金賦課被保険者1人につき17,520円</u></p> <p>2・3 (略)</p> <p><u>(保険料の端数計算)</u></p>

新	旧
<p>(賦課期日後において納入義務の発生若しくは消滅又は被保険者数の異動等があつた場合)</p> <p>第19条 保険料の賦課期日後に納入義務が発生し、又は1世帯に属する被保険者数が増加若しくは減少し、若しくは1世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となった若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなった、若しくは国民健康保険法施行令第29条の7の2第2項に規定する特例対象被保険者等(以下「特例対象被保険者等」という。)となった_____</p> <p>_____場合における当該納入義務者に係る第13条、_____、第16条の5の3_____の額(被保険者数が増加若しくは減少した場合(特定同一世帯所属者に該当することにより被保険者数が減少した場合を除く。))又は特例対象被保険者等となつた場合における当該納入義務者に係る世帯別平等割額を除く。)若しくは第16条の7の額又は第23条第1項各号(同条第3項又は第4項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。)に定める額、第23条の4第1項(同条第3項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。)に定める第16条_____の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率にそれぞれ10分の5を乗じて得た額、第23条の4第4項第1号(同条第6項の規定により読み替えて準用する場</p>	<p><u>第16条の11 第13条又は第16条の2並びに16条の7の賦課額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。</u></p> <p>(賦課期日後において納入義務の発生若しくは消滅又は被保険者数の異動等があつた場合)</p> <p>第19条 保険料の賦課期日後に納入義務が発生し、又は1世帯に属する被保険者数が増加若しくは減少し、若しくは1世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となった若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなった、若しくは国民健康保険法施行令第29条の7の2第2項に規定する特例対象被保険者等(以下「特例対象被保険者等」という。)となつた<u>若しくは特例対象被保険者等でなくなつた</u>場合における当該納入義務者に係る第13条、<u>第16条の2、第16条の5の3若しくは第16条の5の6</u>の額(被保険者数が増加若しくは減少した場合(特定同一世帯所属者に該当することにより被保険者数が減少した場合を除く。)) _____における当該納入義務者に係る世帯別平等割額を除く。)若しくは第16条の7の額又は第23条第1項各号(同条第3項又は第4項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。)に定める額、第23条の4第1項(同条第3項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。)に定める第16条若しくは<u>第16条の4</u>の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率にそれぞれ10分の5を乗じて得た額、第23条の4第4項第1号(同条第6項の規定により読み替えて準用する場</p>

新	旧
<p>合を含む。次項において同じ。)に定める額、第23条の5第1項各号(同条第3項又は第4項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。)に定める額若しくは同条第5項各号(同条第7項又は第8項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。)に定める額の算定は、それぞれ、その納入義務が発生し、又は被保険者数が増加若しくは減少した日(法第6条第1号から第8号までの規定のいずれかに該当したことにより被保険者数が減少した場合においては、その減少した日が月の初日であるときに限り、その前日とする。)若しくは1世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となった若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなった日若しくは特例対象被保険者等となった____日の属する月から、月割をもって行う。</p> <p>2 保険料の賦課期日後に納付義務が消滅した場合における当該納入義務者に係る第13条若しくは第16条の5の3____の額若しくは第16条の7の額又は第23条第1項各号に定める額、第23条の4第1項に定める第16条____の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率にそれぞれ10分の5を乗じて得た額、第23条の4第4項第1号に定める額、第23条の5第1項各号に定める額若しくは同条第5項各号に定める額の算定は、その納入義務が消滅した日(法第6条第1号から第8号までの規定のいずれかに該当したことにより納付義務が消滅した場合においては、その消滅した日が月の初日であると</p>	<p>合を含む。次項において同じ。)に定める額、第23条の5第1項各号(同条第3項又は第4項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。)に定める額若しくは同条第5項各号(同条第7項又は第8項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。)に定める額の算定は、それぞれ、その納入義務が発生し、又は被保険者数が増加若しくは減少した日(法第6条第1号から第8号までの規定のいずれかに該当したことにより被保険者数が減少した場合においては、その減少した日が月の初日であるときに限り、その前日とする。)若しくは1世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となった若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなった日若しくは特例対象被保険者等ではなくなった日の属する月から、月割をもって行う。</p> <p>2 保険料の賦課期日後に納付義務が消滅した場合における当該納入義務者に係る第13条、<u>第16条の2、第16条の5の3若しくは第16条の5の6</u>の額若しくは第16条の7の額又は第23条第1項各号に定める額、第23条の4第1項に定める第16条若しくは<u>第16条の4</u>の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率にそれぞれ10分の5を乗じて得た額、第23条の4第4項第1号に定める額、第23条の5第1項各号に定める額若しくは同条第5項各号に定める額の算定は、その納入義務が消滅した日(法第6条第1号から第8号までの規定のいずれかに該当したことにより納付義務が消滅した場合においては、その消滅した日が月の初日であると</p>

新	旧
<p>きに限り、その前日とする。)の属する月の前月まで、月割をもつて行う。</p> <p>(低所得者の保険料の減額)</p> <p>第23条 次の各号に該当する納入義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第13条_____の基礎賦課額から、それぞれ、当該各号に定める額を減額して得た額(当該減額して得た額が第16条の5の額を超える場合には、第16条の5の額)とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額(世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額)に、<u>295,000円</u>に当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納入義務が発生した場合にはその発生した日とする。)現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納入義務者であつて前号に該当する者以外の者</p> <p>イに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数に乗じて得た額とロに掲げる額とを合算した額</p>	<p>きに限り、その前日とする。)の属する月の前月まで、月割をもつて行う。</p> <p>(低所得者の保険料の減額)</p> <p>第23条 次の各号に該当する納入義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第13条又は第16条の2の基礎賦課額から、それぞれ、当該各号に定める額を減額して得た額(当該減額して得た額が第16条の5の額を超える場合には、第16条の5の額)とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額(世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額)に、<u>290,000円</u>に当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納入義務が発生した場合にはその発生した日とする。)現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納入義務者であつて前号に該当する者以外の者</p> <p>イに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数に乗じて得た額とロに掲げる額とを合算した額</p>

新	旧
<p>イ・ロ (略)</p> <p>(3) 第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額(世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額)に、<u>545,000円</u>に当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納入義務が発生した場合にはその発生した日とする。)現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納入義務者であつて前2号に該当する者以外の者</p> <p>イに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とロに掲げる額とを合算した額</p> <p>イ・ロ (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1項及び前項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第13条_____」とあるのは「第16条の5の3_____」と、「第16条の5の額」とあるのは「第16条の5の9の額」と、前項中「第16条」とあるのは「第16条の5の5」と読み替えるものと</p>	<p>イ・ロ (略)</p> <p>(3) 第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額(世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額)に、<u>535,000円</u>に当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納入義務が発生した場合にはその発生した日とする。)現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納入義務者であつて前2号に該当する者以外の者</p> <p>イに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とロに掲げる額とを合算した額</p> <p>イ・ロ (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1項及び前項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第13条又は第16条の2」<u>とあるのは「第16条の5の3又は第16条の5の6」と</u>、「第16条の5の額」とあるのは「第16条の5の9の額」と、前項中「第16条」とあるのは「第16条の5の5」と読み替えるものと</p>

新	旧
<p>する。</p> <p>4 第1項及び第2項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第13条_____」とあるのは「第16条の7」と、「第16条の5の額」とあるのは「第16条の10の額」と、第2項中「第16条」とあるのは「第16条の9」と読み替えるものとする。</p> <p>(未就学児の被保険者均等割額の減額)</p> <p>第23条の4 当該年度において、その世帯に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者(以下「未就学児」という。)がある場合における当該被保険者に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第16条_____の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率から、当該保険料率に、それぞれ、10分の5を乗じて得た額(第16条第2項の規定により端数の切り上げを行った後の額とする。)を控除して得た額とする(第4項に掲げる場合を除く。)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第16条_____」とあるのは「第16条の5の5_____」と_____、前項中「第16条第3項」とあるのは「第16条の5の5第3項」と読み替える</p>	<p>する。</p> <p>4 第1項及び第2項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第13条又は第16条の2」とあるのは「第16条の7」と、「第16条の5の額」とあるのは「第16条の10の額」と、第2項中「第16条」とあるのは「第16条の9」と読み替えるものとする。</p> <p>(未就学児の被保険者均等割額の減額)</p> <p>第23条の4 当該年度において、その世帯に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者(以下「未就学児」という。)がある場合における当該被保険者に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第16条又は第16条の4の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率から、当該保険料率に、それぞれ、10分の5を乗じて得た額(第16条第2項の規定により端数の切り上げを行った後の額とする。)を控除して得た額とする(第4項に掲げる場合を除く。)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第16条又は第16条の4」とあるのは「第16条の5の5又は第16条の5の8」と、「第16条第2項」とあるのは「第16条の5の5第2項」と、前項中「第16条第3項」とあるのは「第16条の5の5第3項」と読み替える</p>

新	旧
<p>ものとする。</p> <p>4 当該年度において、第23条に規定する基準に従い保険料を減額するものとした納入義務者の世帯に未就学児がある場合における当該未就学児に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を控除して得た額とする。</p> <p>(1) 第16条_____の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率から、当該保険料率に第23条第1項各号に規定する場合に応じてそれぞれ同項各号イに掲げる割合を乗じて得た額(第16条第2項の規定により端数の切り上げを行った後の額とする。)を控除して得た額</p> <p>(2) (略)</p> <p>5 (略)</p> <p>6 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第4項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第16条_____」とあるのは「第16条の5の5_____」と_____、前項中「第16条第3項」とあるのは「第16条の5の5第3項」と読み替えるものとする。</p> <p>(出産被保険者の保険料の減額)</p> <p>第23条の5 当該年度において、世帯に出産被保険者(国民健康保険法施行令第29条の7第5項第8号に規定する出産被保険者をい</p>	<p>ものとする。</p> <p>4 当該年度において、第23条に規定する基準に従い保険料を減額するものとした納入義務者の世帯に未就学児がある場合における当該未就学児に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を控除して得た額とする。</p> <p>(1) 第16条又は第16条の4の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率から、当該保険料率に第23条第1項各号に規定する場合に応じてそれぞれ同項各号イに掲げる割合を乗じて得た額(第16条第2項の規定により端数の切り上げを行った後の額とする。)を控除して得た額</p> <p>(2) (略)</p> <p>5 (略)</p> <p>6 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第4項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第16条又は第16条の4」とあるのは「第16条の5の5又は第16条の5の8」と、「第16条第2項」とあるのは「第16条の5の5第2項」と、前項中「第16条第3項」とあるのは「第16条の5の5第3項」と読み替えるものとする。</p> <p>(出産被保険者の保険料の減額)</p> <p>第23条の5 当該年度において、世帯に出産被保険者(国民健康保険法施行令第29条の7第5項第8号に規定する出産被保険者を</p>

新	旧
<p>う。以下同じ。)がある場合における当該世帯の納入義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第13条_____の基礎賦課額から、次の各号の合算額を減額して得た額(当該減額して得た額が第16条の5の額を超える場合には、第16条の5の額)とする(第5項に掲げる場合を除く。)</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第13条_____」とあるのは「第16条の5の3_____」と、「第16条の5の額」とあるのは「第16条の5の9の額」と、前項中「第16条」とあるのは「第16条の5の5」と読み替えるものとする。</p> <p>4 第1項及び第2項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「規定する出産被保険者をいう。以下同じ。」とあるのは「規定する出産被保険者(介護納付金賦課被保険者である者に限る。)をいう。以下この項において同じ。」と、「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第13条_____」とあるのは「第16条の7」と、「第16条の5の額」とあるのは「第16条の10の額」と、第2項中「第16条」とあるのは「第16条の9」と読み替えるものとする。</p> <p>5 当該年度において、第23条に規定する基準に従い保険料を減額するものとした納入義務者の世帯に出産被保険者がある場合にお</p>	<p>いう。以下同じ。)がある場合における当該世帯の納入義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第13条又は<u>第16条の2</u>の基礎賦課額から、次の各号の合算額を減額して得た額(当該減額して得た額が第16条の5の額を超える場合には、第16条の5の額)とする(第5項に掲げる場合を除く。)</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第13条又は<u>第16条の2</u>」とあるのは「第16条の5の3又は<u>第16条の5の6</u>」と、「第16条の5の額」とあるのは「第16条の5の9の額」と、前項中「第16条」とあるのは「第16条の5の5」と読み替えるものとする。</p> <p>4 第1項及び第2項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「規定する出産被保険者をいう。以下同じ。」とあるのは「規定する出産被保険者(介護納付金賦課被保険者である者に限る。)をいう。以下この項において同じ。」と、「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第13条又は<u>第16条の2</u>」とあるのは「第16条の7」と、「第16条の5の額」とあるのは「第16条の10の額」と、第2項中「第16条」とあるのは「第16条の9」と読み替えるものとする。</p> <p>5 当該年度において、第23条に規定する基準に従い保険料を減額するものとした納入義務者の世帯に出産被保険者がある場合にお</p>

新	旧
<p>ける当該世帯の納入義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、当該減額後の第13条_____の基礎賦課額から、次の各号の合算額を減額して得た額（当該減額して得た額が第16条の5の額を超える場合には、第16条の5の額）とする。</p> <p>（1）・（2）（略）</p> <p>6（略）</p> <p>7 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第5項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第13条_____」とあるのは「第16条の5の3_____」と、「第16条の5の額」とあるのは「第16条の5の9の額」と、前項中「第16条」とあるのは、「第16条の5の5」と読み替えるものとする。</p> <p>8 第5項及び第6項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第5項中「出産被保険者」とあるのは「出産被保険者（介護納付金賦課被保険者である者に限る。以下この項において同じ。）」と、「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第13条_____」とあるのは「第16条の7」と、「第16条の5の額」とあるのは「第16条の10の額」と、第6項中「第16条」とあるのは「第16条の9」と読み替えるものとする。</p>	<p>ける当該世帯の納入義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、当該減額後の第13条又は第16条の2の基礎賦課額から、次の各号の合算額を減額して得た額（当該減額して得た額が第16条の5の額を超える場合には、第16条の5の額）とする。</p> <p>（1）・（2）（略）</p> <p>6（略）</p> <p>7 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第5項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第13条又は第16条の2」とあるのは「第16条の5の3又は第16条の5の6」と、「第16条の5の額」とあるのは「第16条の5の9の額」と、前項中「第16条」とあるのは、「第16条の5の5」と読み替えるものとする。</p> <p>8 第5項及び第6項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第5項中「出産被保険者」とあるのは「出産被保険者（介護納付金賦課被保険者である者に限る。以下この項において同じ。）」と、「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第13条又は第16条の2」とあるのは「第16条の7」と、「第16条の5の額」とあるのは「第16条の10の額」と、第6項中「第16条」とあるのは「第16条の9」と読み替えるものとする。</p>